

# 本社機能の移転・拡充に対する支援制度 – 地域再生法 –

## 概要

「**地域再生計画**（※1）」に位置付けられた**地方活力向上地域**（※2）において、**本社機能を有する施設（特定業務施設）**（※3）を整備した事業者は、本社機能の移転・拡充に対する**支援制度（税制面での優遇措置など）**を受けることができます。そのためには、本社機能を有する施設を整備する前に、**本社機能移転計画（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画）**を作成し、県の認定を受ける必要があります。

※1 県と市町村が共同で作成し、平成27年10月2日に国の認定を受けた計画です。

※2 集中地域（三大都市圏）以外の地域であり、かつ、地方活力の向上を図ることが特に必要な地域で、地域再生計画に①②として位置付けられています。

①拡充型事業（東京23区以外からの本社機能の拡充・移転）の対象地域 ②移転型事業（東京23区からの本社機能移転）の対象地域

※3 (1)調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、商業事業部門、サービス事業部門、その他管理業務部門のいずれかを有する事務所 (2)研究所または研修所で、重要な役割を担う事業所。（いずれも工場及び営業所などは含みません）さらに特定業務施設と併せて整備される子育て施設及び社宅

## 事業スキーム

### 地域再生基本方針

（法第4条）

国（内閣府）

申請

認定

### 地域再生計画

（法第5条）

本社機能を有する施設（特定業務施設）を整備する事業を記載

県・市町村

申請

認定

### 本社機能移転計画（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画）

（法第17条の2）

事業者

## 支援制度（税制面での優遇措置など）の概要

### 1 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証（法第17条の3）

認定事業者（県の認定を受けた事業者）が、特定業務施設の整備に必要な資金を借り入れなどする場合、**機構による債務保証**が受けられます。

債務保証

### 2 本社機能を有する施設（特定業務施設）の新設・増設に係る課税の特例（法第17条の4）

認定事業者が、特定業務施設を新設・増設した場合、それに伴い新たに取得・建設などした建物・附属設備などを対象として、**法人税（国税）の特別償却または税額控除**が選択的に受けられます。

オフィス減税

【**拡充型事業**】特別償却：15% or 税額控除：4% 【**移転型事業**】特別償却：25% or 税額控除：7%

上乗せ措置【**大企業**】取得価額の合計が10億円以上、雇用者増加数60人以上 【**中小企業**】雇用者増加数20人以上

【**拡充型事業**】特別償却：20% or 税額控除：5% 【**移転型事業**】特別償却：25% or 税額控除：8%

**R8年4月から、中古資産の購入・改修も対象となりました**

※中古資産は上乗せ措置の対象外となります

【**拡充型事業**】特別償却：10% or 税額控除：2% 【**移転型事業**】特別償却：15% or 税額控除：4%

### 3 本社機能を有する施設（特定業務施設）の整備に係る地方税の特例

認定事業者が、特定業務施設を整備した場合、**地方税（事業税・不動産取得税）の特例**が受けられます。

地方税軽減

【**拡充型事業**】不動産取得税：課税免除 【**移転型事業**】不動産取得税の課税免除に加え、事業税を一定額軽減

### 4 日本政策金融公庫による低利融資制度

認定事業者（中小企業者のみ）が、特定業務施設の整備に必要な資金を日本政策金融公庫から借り入れる場合、**長期かつ固定金利で融資**が受けられます。

融資制度

**お問い合わせ先**

**岐阜県 商工労働部 企業誘致課 企業誘致係**

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

**TEL. 058-272-8371 (直通)**

**FAX. 058-278-2659**